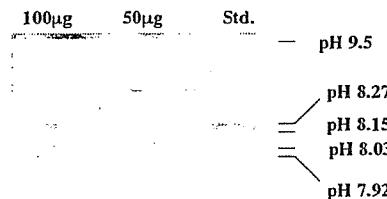


Fig. 3 等電点電気泳動法

一たん白質の等電点の違いを利用して分離する 電気泳動法



モノクローナル抗体医薬品の等電点電気泳動

Fig. 4 等電点電気泳動法（国際調和）

ポエチンを V8 という消化酵素で消化すると、図の
ように 13 のフラグメントに分かれます。これは糖
たん白質で N 型糖鎖が 3 つ、O 型糖鎖が 1 つあり
ますが、それを液クロで C18 カラムを用いて分析
しますと、図のようなピークが得られます。6, 5,
12, 10 のピークは糖が付いたもので、これ以外の
ピークがペプチド部分に由来するものです。これと
同じようなパターンが標準品と試料で得られれば、
その試料と標準品は同じものであるというたん白質
の確認試験として利用できます。

11. 第十五改正に向けての作業

第十五改正に向けて各委員会で行われている作業
の一端を紹介します。

11.1 名称委員会

名称委員会では、日本名の改正点が一番のハイラ

イトです。Table 20 に示すように、1 つ目はアミン
類の無機酸塩又は有機酸塩の場合、例えば従来「塩
酸アクラルビシン」と表記していたものを「アクラ
ルビシン塩酸塩」とします。2 つ目は四級アンモニ
ウム塩の場合、例えば「塩化アセチルコリン」と表
記していたものを「アセチルコリン塩化物」としま
す。3 つ目は、薬効本体がアルコール誘導体であつ
てそのエステル誘導体が原薬である場合、例えば
「酪酸ヒドロコルチゾン」と表記していたものを
「ヒドロコルチゾン酪酸エステル」とします。4 つ
目は、水和物の場合、一水和物、三水和物を問わず
「水和物」と表記します。例えば「アンピシリン」
は「アンピシリン水和物」とします。5 つ目は、原
薬がプロドラッグで INN が置換基を持つ誘導体表
記、つまり二語表記の場合は、日本名もそれに準じ
て半スペース付きの二語表記にします。例えば「セ

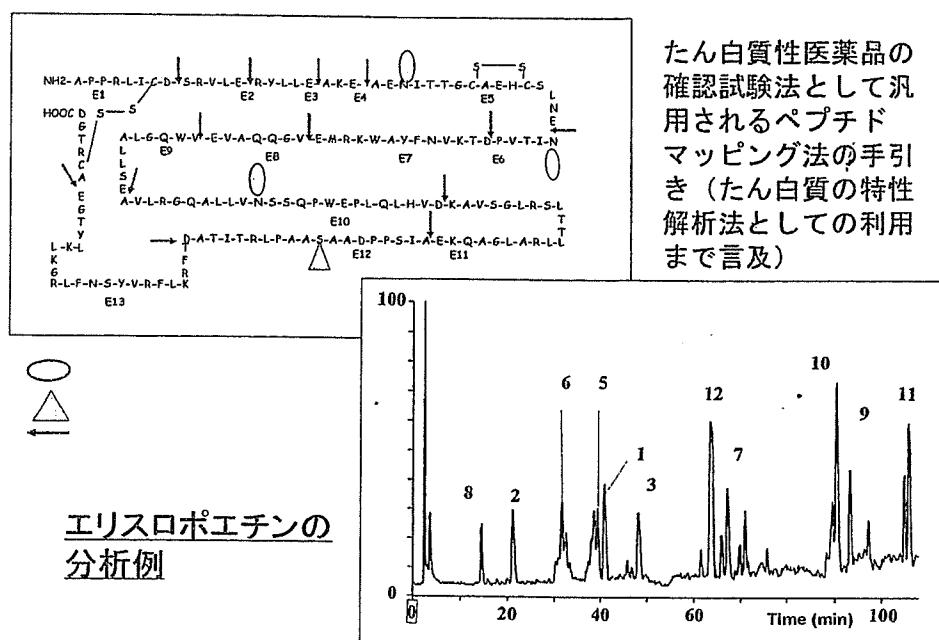


Fig. 5 ペプチドマッピング法

Table 20 第十五改正日本薬局方収載品目の日本名の改正について

- アミン類の無機酸塩又は有機酸塩の場合は、「〇〇〇＊＊＊塩」と命名
[例] アクラルビシン塩酸塩（塩酸アクラルビシン），クロミフェンクエン酸塩（クエン酸クロミフェン）
- 四級アンモニウム塩の場合は、「〇〇〇＊＊＊化物」と命名
[例] アセチルコリン塩化物（塩化アセチルコリン）
- 葉効本体がアルコール誘導体であり、そのエステル誘導体が原薬である場合は、「〇〇〇＊＊＊エステル」と命名
[例] ヒドロコルチゾン酪酸エステル（酪酸ヒドロコルチゾン）
- 水和物の場合は、「〇〇〇水和物」と命名
[例] アンピシリン水和物（アンピシリン），ピペミド酸水和物（ピペミド酸三水和物）。ただし、原体が水和物である製剤の名称では、「水和物」を表記しない。「注射用クエン酸ナトリウム液」，原薬は「クエン酸ナトリウム水和物」
- 原薬がプロドラッグなどで、INNが置換基を持つ誘導体表記（二語表記）の場合には、日本名もINNに準じて半スペース付きの二語表記、「〇〇〇△△△」，とする。
[例] セフロキシムアキセチル
- ヒト由来の生物薬品には、humanを付けることにした。
Human Chorionic Gonadotropin
 - 葉効の本質成分が最初に書き表され明確になる。英名の表記と整合し、国際調和される。塩かエステルかの区別が明確になる。
 - 従来の日本名は第十五改正日本薬局方では別名として残る

「フロキシムアキセチル」と表記します。6つ目は、ヒト由来の生物薬品にはhumanを付けることとしました（例：Human Chorionic Gonadotropin）。

この改正により、葉効の本質成分が最初に書き表されることになったので葉効本体と名称の関係が明確になりました。また英名表記とも整合することに

より国際調和もされます。更に、塩かエステルかの区別が明確になります。なお、従来の日本名は第十五改正では別名として残ります。

11.2 化学薬品委員会 (Table 21)

化学薬品委員会では、委員会審議の進め方の方針として「保健医療上重要な医薬品の全面収載の充実

Table 21 化学薬品委員会関係

- 「保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化」を図るために重要な要素として、化学薬品関係の充実、審議のスピードアップを図る必要性は高い
- 東西の技術（研究）委員会のご協力のもと、予め原案整備（資料整備、問題点の指摘及び変更提案）を行っていただき、委員会審議がスムーズに流れるようにした
- 委員会内部に3作業グループ（WG1～3）を設け、実質的な審議はWGで行い、全体委員会は、各WGからの報告と承認、WG間の意見の差異の調整、共通問題に対する意見統一・合意形成の場とするなど、原案審議体制を大きく変えた。
- 昨年7月以降、薬局方調査会の事務局が医薬品総合機構に移り、事務局機能が充実してきたことも重要な変化
- 上記の化学薬品関係の原案審議の流れは平成15年12月以降、定着してきており、審議のスピードは確実に上がってきている。

化」を目指しています。化学薬品委員会では担当する品目数が最も多いので審議のスピードアップ化が非常に重要な要素になってきます。東西の技術（研究）委員会のご協力のもと、あらかじめ原案整備を行うことにより、委員会審議がスムーズに流れるようにしました。また、この委員会の内部に3つのワーキンググループを作り、実質的な審議はワーキンググループで行い、全体の委員会はワーキンググループからの報告と承認、意見の差異の調整、共通問題に対する意見統一、合意形成の場とするなど原案の審議体制を大きく変えました。更に事務局が総合機構に移ったことにより、機能が充実したことでも審議促進に大きなファクターになっています。このような審議の流れは平成15年12月以降定着しつつあり、審議のスピード化に非常に貢献しています。

11.3 生薬等委員会

生薬等委員会の関係で第十五改正に向けて検討されている事項は、Table 22に示しました。生薬、生薬製剤及び生薬を主薬とする製剤は、生薬等としてまとめる方向で検討しています。第一部、第二部という区別はなくなります。また、漢方処方エキスの収載、生薬総則で基原は適否の判定基準と明記すること、項順の改訂をすること、更に生薬試験法の純度試験に総BHC、総DDTの追加と項順の改訂、

Table 22 生薬等委員会関係

- 生薬、生薬製剤、生薬を主薬とする製剤は、生薬等としてまとめる方向で検討
- 漢方処方エキス（葛根湯、黄連解毒湯、小青竜湯、芍薬甘草湯、大黃甘草湯、小柴胡湯、加味逍遙散、柴苓湯、補中益氣湯、苓桂朮甘湯の各エキス）の収載
- 生薬総則で基原は適否の判定基準と明記、項順の改訂
- 生薬試験法で純度試験に総BHC及び総DDTの追加と項順の改訂
- 各条における純度試験項目の充実（各条20品目での有機塩素系農薬の純度試験の設定；根・根茎生薬に重金属の限度値の規定等）

各条の純度試験項目の充実化等があります。

11.4 生物薬品委員会

生物薬品委員会では、Table 23に生物薬品各条の新規収載予定品目を示します。この中で注目すべきは、6品目のバイオテクノロジー由来の医薬品（バイテク医薬品）が含まれているということです。Table 24にバイテク医薬品について、日局収載及び収載候補品目と、EP、USPでの収載状況を示します。候補品目が順調に収載されることになると、日本薬局方は欧米の薬局方に比べ、バイテク医薬品の収載に関して非常に突出した進歩的なものになると期待されます。

11.5 國際調和検討委員会（Table 25）

国際調和検討委員会の主な課題は、局方面及び規制面での調和活動をいかにスムーズに効率よく進められるかということです。PDGによる国際調和試験法等の作成は、各規制当局による受入れがあつてはじめて規制上の位置づけを得ることになるので、

Table 23 生物薬品委員会関係

15局での生物薬品各条の新規収載予定品目

- 下垂体性性腺刺激ホルモン
- 酢酸ゴナドレリン
- セラペプターゼ
- セルモロイキン（遺伝子組換え）
- ダルテバリンナトリウム
- テセロイキン（遺伝子組換え）
- バルナパリンナトリウム
- レノグラスマチム（遺伝子組換え）
- チソキナーゼ？
- ナルトグラスマチム（遺伝子組換え）？

Table 24 バイオ医薬品の日局収載の進捗（予定）

日局収載品目及び候補品目	EP	USP
アルテプラーゼ（遺伝子組換え）	○	○
インターフェロンアルファ（NAMALWA）	×	×
エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	○	×
エポエチンベータ（遺伝子組換え）	○	×
セルモロイキン（遺伝子組換え）（15局）	×	×
ソマトロピン（遺伝子組換え）	○	×
チソキナーゼ	×	×
テセロイキン（遺伝子組換え）（15局）	×	×
ナルトグラストム（遺伝子組換え）（15局？）	×	×
ヒトイヌスリン（遺伝子組換え）（14局）	○	○
フィルグラストム（遺伝子組換え）	×	×
レノグラストム（遺伝子組換え）（15局）	×	×
以下日局収載候補ではないもの		
インターフェロンアルファ（遺伝子組換え）	○	×
インターフェロンガンマ（遺伝子組換え）	○	×
インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	×	○

* バイオ医薬品：組換え医薬品あるいは細胞培養医薬品

Table 25 國際調和検討委員会の主な話題

- PDGによる一般試験法及び医薬品添加物各条の調和作業の継続的進行
- 各規制当局の受入れについて：
 - ICH Q4EWGの活動による各規制当局の受入れの促進
 - 國際調和作業を翻訳作業と並行して行う必要性を確認
- 國際調和部分の日局への記載方法の検討

Table 26 生物試験法委員会

- 新規収載を目指して
 - 微生物回収法
 - 培養法を用いない微生物の迅速検出法
 - 日局指定菌株の特性と維持管理
- 改正を目指して
 - 微生物限度試験法（国際調和）
 - ・ 生菌数試験法
 - ・ 特定微生物試験法

規制側の調和活動への関与も非常に重要となっていました。後者については、ICHの場でQ4Bとしてテーマ設定がされ、活動が本格化してきています。従来PDGとして活動してきた局方側としては各極規制当局による受入れが図れるようにQ4Bと相互協力する、規制側としては受入れの方策に努める、つまり、PDGで調和したものをおいかに早く各国の規制のオフィシャルなレベルにし、これを更に3薬局方にスムーズに収載されるようにするかがポイントとなります。わが国の場合、規制側（ICHQ4B）と局方側（PDG）が国際調和検討委員会で共通の目標に向けての議論を行えるという特徴を活かしながら活動を展開したい、と考えています。

11.6 生物試験法委員会（Table 26）

生物試験法委員会の関係では、必ずしも第十五局に向けてということではなく、それ以降をも視野に

入れ、新規試験法の局方収載を目指した検討を行っています。具体的には、微生物回収法、培養法を用いない微生物の迅速検出法、及び日局指定菌株の特性と維持管理について検討をしています。また国際調和の関係も含め、生菌数試験法と特定微生物試験法からなる微生物限度試験法について改正を目指しています。

11.7 標準品委員会（Table 27）

標準品委員会の主な検討事項は、1つ目は標準品質基準のフォーマットの作成です。2つ目は、バイオ医薬品など一社一製品の品目の標準品の品質標準の扱いについてです。これらは量も少なく、標準品の供給可能量に制限がありますが、そのような医薬品を局方に収載するため、従来と同じように製造と発布を一体とする機関で相当量の試料を使って標準品をテストし、要望にすべて応じて発布すると、

Table 27 標準品委員会

- 標準品品質標準のフォーマットの作成 :
 - 『「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法』の作成、公表
- 一社一品等医薬品（遺伝子組換え医薬品等の一社一品の医薬品など標準品の供給可能量に制限がある医薬品）の品質標準の扱い：
 - (1) 製造機関と頒布機関を分離
 - (2) 日局原案審議各条委員会が品質の評価・確認を行う
- 頒布制限の検討
 - 一社一品等医薬品の標準品のように、供給量に限りがある標準品については、使用目的等で頒布制限する方向
- 二次標準品のあり方
 - 二次標準品のあり方について検討

試験試料はもとより、標準品そのものがなくなってしまう可能性があります。こうした場合、原案を審議する各委員会が品質の評価、確認を行い、確認できれば、そのまま頒布機関で頒布できるという方法を検討しています。同じようなことですが、3つ目は供給量に限りがある品目については、頒布自体を使用目的等で制限することを議論しています。4つ目は二次標準品というものが公式に認知されたものとして考えられるのか、そのあり方などについて検討を始めています。

11.8 製剤委員会 (Table 28)

製剤委員会は、第十五局で、USPやEPでは既に収載されている経皮型吸収製剤の項を新規収載することで、製剤総則の大幅改正に向けて第一歩を踏み出そうとしています。全面改正については、現在素案はできていますが、きわめて大幅な改正であり、関連して影響するところも多いので、これから慎重かつ入念な議論を重ねていくことが必要です。しかし、部分的でもでき上がったものについては、第十五局追補、あるいは第十六局に順次収載していく予

Table 28 製剤委員会

- 製剤総則の大幅改正に向け第十五局では一步を踏み出す。
 - 経皮形の吸収製剤の項を新規収載する (USP, EP では既存)
- 全面改正については、素案は出来ているが、きわめて大幅な改正であり、関連して影響するところも多いので、今後、慎重かつ入念な議論を重ねていくことが必要
- 今後、改正作業終了部分を第十五局追補、第十六局に順次収載予定

Table 29 謝辞

- 大阪医薬品協会技術研究委員会
- 東京医薬品工業協会技術委員会
- 東京生薬協会
- 日本医薬品添加剤協会
- 日本漢方生薬製剤協会
- 日本抗生物質学術協議会
- 日本香料工業会
- 日本生薬連合会
- 日本製薬工業協会
- 日本病院薬剤師会
- 日本薬剤師会
- 日本植物油協会等

定です。

12. 謝 辞

最後になりましたが、薬局方の改正作業につきましては Table 29 に掲げた様々な団体、機関にご協力を仰いでいますし、個人でも企業の方を含めいろいろな方々にご協力いただいています。こうしたご協力を抜きにしては、薬局方の改正というのは成し得ません。心から感謝をいたしますと同時に、今後ともぜひご支援、ご鞭撻をお願いいたしたいと思います。

局方の国際調和と日本薬局方の今後の動向**

早川 勇夫*

本稿では、第十五改正告示、施行を間近に控えている中で、特に第十四改正日本薬局方から第十五改正日本薬局方に至る改正状況の概要及び日本薬局方の国際化にフォーカスを当てた動き、更に今後の動向について説明します。

1. 日本薬局方作成基本方針

第十四改正日本薬局方から第十五改正日本薬局方施行までの経緯をTable 1に示します。第十五改正はTable 2に示す日本薬局方作成基本方針を背景として作成されています。その基本方針とは、平成13年11月の薬食審答申で示されたもので、第十四改正日本薬局方公布後、医学・薬学の進歩に対応するため、日本薬局方の役割と性格、作成方針、基本方針達成のための第十五改正に向けての具体的な方策、施行時期、局方の組織に関する事項を定めたものです。それによりますと、日本薬局方の役割と性格について、これを端的に表すと、公的、公共、公開となります。すなわち、日本薬局方は、我が国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準を示すもので、医療上、重要とされた医薬品の品質等に関わる判断基準を明確にする役割を有すること、同時に関係者に広く活用されるべき公共の規格書としての性格を有すると共に、国民に医薬品に関する情報を公開し、説明責任を果たす役割を持つこと、更に医薬品の品質に関する薬事行政の円滑かつ効率的推進及び国際的整合性の維持・確保に資するものであると記載されています。

日本薬局方の作成方針として具体的に5本の柱が掲げられています。一つ目は保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化、二つ目は必要に応じ

た速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用、三つ目は国際調和の推進、四つ目は日本薬局方改正に係る透明性の確保及び普及、五つ目は最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進です。

2. 国際調和の推進

国際調和の推進については、前項で述べた5本の柱の3番目の項目以外にも随所に国際化が意識されています。

例えば基本方針達成のための具体的な対策(Table 3)の中で、基本方針の1番目の保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化においては、USPやEPでの収載状況を考慮しながら局方収載を図ることとされています。

2番目の必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用では、安全性に関わる情報が得られた場合や、後述するPDG (Pharmacopoeial Discussion Group: 日・米・欧の三薬局方で構成)において国際調和された場合は、従来の大改正や追補以外にも部分改正を実施することとされています。

3番目の国際調和の推進はまさにそのもので、国際調和への積極的な取組み及び調和事項の速やかな局方への取り組みを行い、逆に日本薬局方に規定されている試験方法等については、PDG等の場を通じて国際化を図ることとしています。

4番目の日本薬局方改正による透明性の確保及び普及においては、インターネット上の公開や、USPやEPの長所を積極的に日本薬局方に取り込むための検討を行うことが示されています。

5番目の最新の分析法の積極的導入及び標準品の

* 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 東京都千代田区霞が関3-2-2 (〒100-0013)

** 当協会主催の「医薬品の品質確保をめぐる諸問題」(平成18年2月17日:東京, 2月23日:大阪)における講演による。

Table 1 第十四改正日本薬局方から第十五改正薬局方へ

- 第十四改正：平成 13 年 4 月施行
- 同第一追補：平成 15 年 1 月施行
- 同第二追補：平成 17 年 1 月施行
- 第十五改正：平成 18 年 4 月施行（予定）

整備等の促進では、USP や EP に収載され、かつ JP に未収載である試験法の積極的な取込み、あるいは国際調和が終了した試験法の取込み、更に医薬品各条では INN（国際的一般名称）と一元的な命名法の確立を図ること等が示されています。

3. 薬局方の制定における厚生労働省と総合機構との役割分担

第十四改正日本薬局方施行後、第十五改正日本薬局方施行に至る間に医薬品医療機器総合機構（総合機構）が発足しました。局方の制定における厚生労働省と総合機構は、Table 4 に示す役割分担がなされています。厚生労働省は薬事・食品衛生審議会を中心として、薬局方作成基本方針の決定、収載候補品目の決定、薬局方原案の審議・採択、告示、英文版の作成を担い、総合機構は、厚生労働省からの方針を受け、19 の局方委員会で医薬品各条や試験法等の原案について実質的な審議を行い、合わせて局

方の国際調和についての実務を担当することとなっています（Fig. 1）。

4. 日本薬局方原案作成の流れ

日本薬局法の原案作成の流れを Fig. 2 に示します。日本薬局方部会（局方部会）と厚生労働省審査管理課は局方作成基本方針の決定及び収載候補品目の決定を行います。それを受け、総合機構は製薬企業等の協力を得ながら、企業原案、事務局原案の作成を経て専門家から構成される 19 の原案検討委員会で実質的な議論を行い、局方原案を作成します。それを審査管理課に報告し、局方部会、薬事分科会、薬事・食品衛生審議会を経た後、大臣に答申し、告示、施行といった流れとなっています。

5. 第十五改正日本薬局方について

5.1 作成の経緯

第十五改正日本薬局方施行に至る経緯は、Table 5 に示すように、第十四改正日本薬局方施行後、科学技術の進展と国際調和に対応するため審議を継続し、第一・第二追補を経て施行という運びです。

具体的には平成 12 年から 14 年にかけての審議終了分が第一追補、平成 14 年から 15 年にかけての審議終了分が第二追補、平成 16 年から 17 年 8 月にかけての審議終了分が第十五改正としてまとめられて

Table 2 日本薬局方作成基本方針

（平成 13 年 11 月薬食審答申）

第十四改正日本薬局方公布後、医学・薬学の進歩に対応するため、日本薬局方の役割と性格、作成方針、基本方針達成のための第十五改正に向けての具体的な方策、施行時期、日本薬局方の組織に関する事項を内容とする作成基本方針を定めた

• 役割と性格：公的、公共、公開

- ・日本薬局方は、その時点での学問・技術の進歩と医療需要に応じて、わが国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準を示すものであり、医薬品全般の品質を総合的に保証するための規格及び試験方法の標準を示すとともに医療上重要とされた医薬品の品質等に係る判断基準を明確にする役割を有する
- ・日本薬局方は、その作成に当たって、多くの医薬品関係者の知識と経験が結集されており、関係者に広く活用されるべき公共の規格書としての性格を有するとともに、国民に医薬品に関する情報を公開し、説明責任を果たす役割をもつ。
- ・さらに医薬品の品質に関する薬事行政の円滑かつ効率的推進及び国際的整合性の維持・確保に資するものである。
- ・日本薬局方作成方針「5 本の柱」
 - ・保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化
 - ・必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用
 - ・国際調和の推進（欧州薬局方：EP 及び米国薬局方：USP と）
 - ・日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及
 - ・最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進

Table 3 基本方針達成のための具体的な方策

1. 保険医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化
 - 1) 日本薬局方への収載意義及び基準の明確化
 - ・具体的な収載規則の検討 (USP, EP での収載状況も考慮材料)
 - ・保健医療上重要な医薬品は市販後可及的速やかな収載を目指す
 - 2) 日本薬局方の構成の見直し
 - ・第一部・第二部の分類、収載品目の構成等の検討
 - 3) 医薬品に係る他の規格集との関係の見直しを検討
 - 4) 日本薬局方外医薬品規格、医薬品添加物規格等の他の規格集の有効活用
2. 必要に応じた速やかな部分改正、それによる行政の円滑な運用
 - 1) 医薬品の安全性に係る情報が得られた場合や薬局方検討会議 (PDG) 等における国際調和がなされた場合には、従来の大改正や追補以外にも部分改正を実施
 - 2) 参考情報については、その改正手続きが比較的容易であるため、その有効活用を推進
3. 国際調和の推進
 - 1) 国際調和への積極的な取組み及び調和事項の速やかな日本薬局方への取り込み
 - 2) 日本薬局方に規定されている試験方法等について、PDG 等の場を通じた国際化
 - 3) 国際化への対応の一環として、国際社会での評価を高めるための方途の検討
 - 4) 特に医薬品添加物及び一般試験法の国際調和の推進
4. 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及
 - 1) 日本薬局方のより効果的な普及方法の策定
 - 2) インターネット上の公開
 - 3) 分かりやすい日本薬局方の策定 (分かりやすい文言等の考案)
 - 4) USP, EP の長所を積極的に日本薬局方に取り込むための検討
 - 5) 参考情報、付録、索引等の充実・拡充
5. 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の促進
 - 1) 通則の改正
 - 2) 製剤総則の改正 (新技術や医療需要に対応)
 - 3) 一般試験法の改正
 - ①無菌試験法等の生物試験法の改正
 - ②USP, EP 等他の薬局方に収載され、かつ、日本薬局方に未収載である試験法の積極的な取り込み
 - ③国際調和が終了した試験法の取り込み
 - ④一般試験法等の分類、付番体制の抜本的な見直し
 - 4) 医薬品各条の整備 (①局方、JAN, INN での医薬品名称の一元的な命名法の確立、②最新の分析法の積極的導入、③試料量の低減化、④試験項目の合理的設定、⑤有害試薬の可及的排除、⑥溶出試験規格の収載推進、⑦動物を使用しない試験法の検討、⑧先端技術応用医薬品に対応した医薬品各条設定の検討)
 - 5) 標準品の整備 (①日本薬局方標準品の充実、②日本薬局方の各委員会における標準品の考え方等の調整・整備)
 - 6) その他の留意事項 (①参考情報の有効活用、②日本薬局方全般における表記の整備)

います。そして、局方部会での審議、薬食審での報告・審議の後、厚生労働大臣へ答申し、平成 18 年 3 月末に第十五改正日本薬局方が告示され、4 月 1 日施行の予定になっています (平成 18 年 4 月 1 日施行済)。

第十四改正日本薬局方施行後、第十五改正が施行されるまで、第一追補、第二追補、第十五改正の 3 回それぞれに約 160 名の専門家が従事し、延べ約 1500 時間の審議が行われました (Table 6)。

6. 第十四改正日本薬局方第一追補、第二追補について

第十四改正日本薬局方第一追補、第二追補は、日局十五に向けた日本薬局方作成基本方針を受けた一種のマイルストーンですので、以下に概略を説明します。

6.1 第一追補について

第一追補については、Table 7 に示すように通則で改正が 2 項目、製剤総則で改正が 1 項目、一般試

Table 4 薬局方の制定における厚生労働省と総合機構との役割分担

- 厚生労働省（薬事・食品衛生審議会）
 - 薬局方作成基本方針の決定
 - 薬局方収載候補品目の決定
 - 機構の作成した薬局方原案の審議・採択、告示
 - 薬局方の英文版作成
 - ※薬局方に関係する審査方針等の決定
- 総合機構（局方原案審議委員会）
 - 厚生労働省からの方針を受け、19の局方委員会で、各条や試験法などの原案について実質的な審議を行う。薬局方の国際調和についても、実務を担当する。

験法で新規が2項目、改正が3項目ありました。医薬品各条の第一部では新規が31品目ありました。これは基本方針に則って他の基準から移行されたものが多く、特に日抗基から24品目移行されたことが大きく反映されています。第一部の改正は163品目、削除は8品目ありました。第二部は新規15品目、改正46品目、削除3品目となっています。

一般試験法の改正3項目の中の「強熱残分試験法」はPDG国際調和関連項目として扱われ、第二追補、あるいは日局十五においても改正が続けられ、より完全調和に近づいています。

参考情報では、新規が3項目、改正が2項目あり、このうち「SDSポリアクリラミド電気泳動法」が

PDG国際調和関連項目です。

6.2 第二追補について

第二追補の概要をTable 8に示します。一般試験法は新規が1項目、改正が6項目、医薬品各条は第一部で新規が27品目、改正が53品目、削除が1品目あり、第二部では新規が12品目、改正が22品目、削除が9品目ありました。更に生薬総則は改正が1項目ありました。

6.2.1 一般試験法について

一般試験法の内訳をカテゴリー別にTable 9に示します。

生物試験法のうち「エンドトキシン試験法」と「発熱性物質試験法」については、国際化を視野に置いた改正が行われました。また、「無菌試験法」は、PDG国際調和案を受けて全面的に改正されました。それぞれの国での歴史が長く、様々な背景があるため、なお11項目が不整合のまま部分調和の段階に留まっています。引き続き更なる調和に向けて取り組みが続いている。

理化学試験法では「核磁気共鳴スペクトル測定法」と「強熱残分試験法」が改正されました。「強熱残分試験法」は更に国際調和が進み、日局十五で完全調和に近づきました。

物性試験法は、新規の「粉体の粒子密度測定法」があります。これはPDG国際調和に挙げられています。

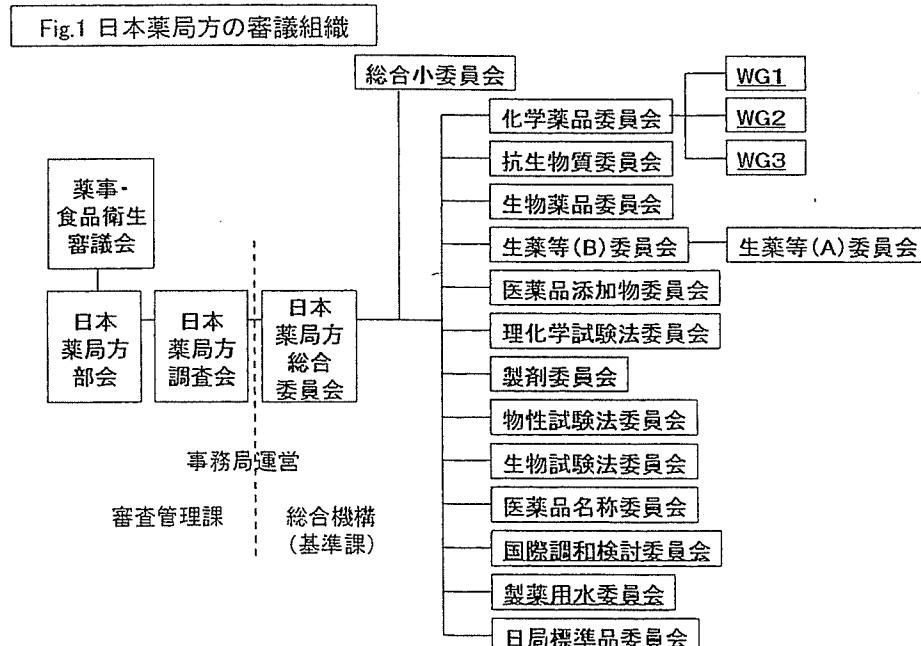


Fig. 1 日本薬局方の審議組織

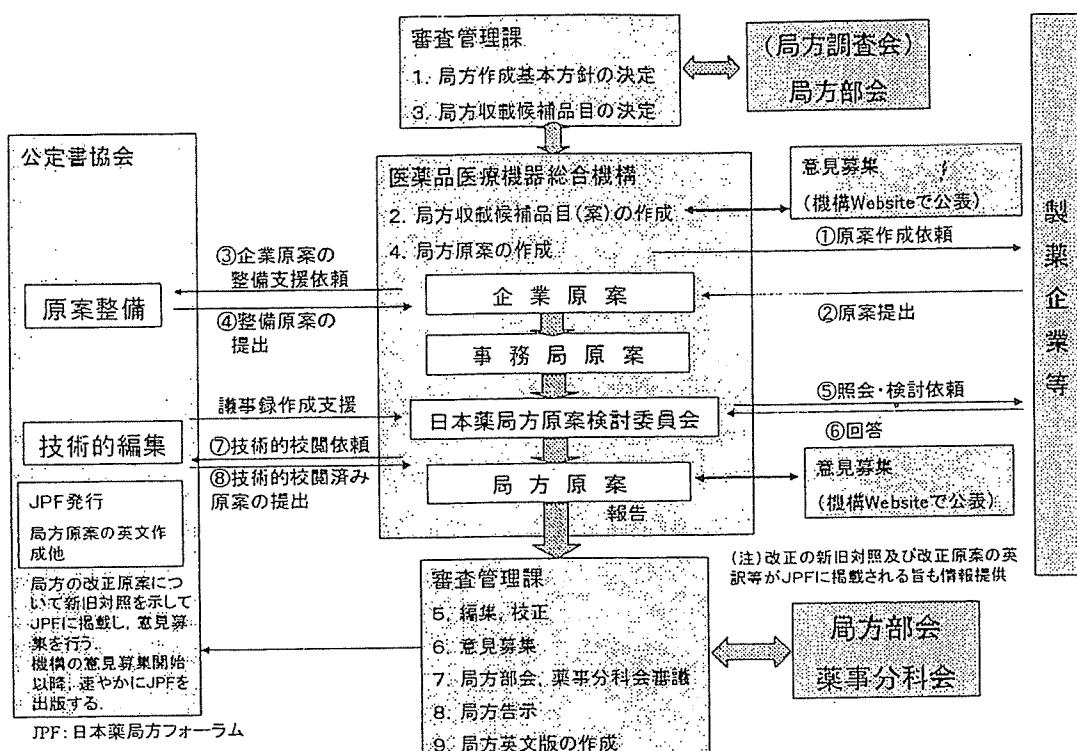


Fig. 2 日本薬局方の原案作成の流れ

Table 5 第十五改正日本薬局方作成の経緯

- 第十四改正後の科学技術の進展と国際調和に対応するため、審議を継続。第一・第二追補を経て第十五改正に
- 通則、生薬總則、製剤總則、一般試験法、医薬品各条審議：
 - 平成 12 年 6 月 - 平成 14 年 2 月 審議終了分：第一追補
 - 平成 14 年 3 月 - 平成 15 年 12 月 審議終了分：第二追補
 - 平成 16 年 1 月 - 平成 17 年 8 月 審議終了分：第十五改正
- 局方部会審議：平成 14 年 9 月、平成 16 年 9 月、平成 17 年 10 月 24 日
- 薬事・食品衛生審議会報告・審議、厚生労働大臣に答申：
 - 平成 14 年 12 月、平成 16 年 12 月、平成 17 年 12 月 15 日
- 厚生労働大臣告示：
 - 平成 14 年 12 月、平成 16 年 12 月、(18 年 3 月末)
- 施行：平成 15 年 1 月、平成 17 年 1 月 1 日、(平成 18 年 4 月 1 日)

る試験法ですが、日本薬局方的な見方をすると一般試験法的部分と解説的な部分に分けられるため、一般試験法的部分を「紛体の粒子密度測定法」として収載したものです。また、改正は「比表面積測定法」の1項目です。

6.2.2 医薬品各条について

医薬品各条の新規、改正、削除の品目数は Table 8 に示すとおりで、これにより総収載品目数は第一追補の 1362 品目から第二追補の 1391 品目と増えて

います (Table 10)。

また、医薬品各条のうち国際調和で特に注目されるのは医薬品添加物です。Table 11 に第二追補に収載された六つの添加物を示していますが、これらをみると国際調和された日付が比較的古いことがわかります。その理由は、PDG での国際調和作業時には必ずしも薬局方収載を意識せずに調和したため、日本薬局方に収載する際にフォーマット上の問題などで時間がかかってしまったためです。これを踏ま

Table 6 第十四改正後、第十五改正に係る審議について

- 審議期間：平成 12 年 1 月～平成 17 年 8 月（薬事分科会報告及び日本薬局方部会審議を除く）
- 委員数：約 160 名 × 3（日局十五の作成に従事した専門家の数）
- 委員会数：19（日本薬局方部会の下に設置された審議組織の数）
- 委員会開催総数：142 回、169 回、175 回（審議時間/回は約 3 時間、延べ 426 時間、507 時間、520 時間以上）

Table 7 第十四改正日本薬局方第一追補について（概要）

- 通則 改正 2 項目：通則 7 「ルクス(lx)」の追加、通則 9 「冷所の温度を幅で規定」
- 製剤総則 改正 1 項目：17 注射剤の条(9)項：無菌試験法との整合を図り、容量 50mL 以上に関する記載を削除
- 一般試験法：新規 2 項目 改正 3 項目
- 医薬品各条
 - 第一部：新規 31 品目（日抗基から 24 品目移行）
改正 163 品目
削除 8 品目
 - 第二部：新規 15 品目 改正 46 品目
削除 3 品目

一般試験法：

- 新規 2 項目
 - 「かさ密度及びタップ密度測定法」
 - 「導電率測定法」
- 改正 3 項目
 - 「強熱残分試験法」（PDG 国際調和関連）
 - 「赤外吸収スペクトル法」
 - 「ビタミン A 定量法」

参考情報：

- 新規 3 項目
 - 「SDS ポリアクリルアミド電気泳動法」（PDG 国際調和関連）
 - 「日局生物薬品のウイルス安全性確保の基本要件」
 - 「日局通則 40 等に規定する動物由来医薬品起源としての動物に求められる要件」
- 改正 2 項目
 - 「1.アリストロキア酸について」
 - 「保存効力試験法」

えて、現在は局方収載を意識しつつ調和作業を行っています。

6.2.3 参考情報の新規収載（Table 12）

参考情報の新規収載項目には、たん白質の分析関

Table 8 第十四改正日本薬局方第二追補について（概要）

- 一般試験法：新規 1 項目 改正 6 項目
- 医薬品各条
 - 第一部：新規 27 品目 改正 53 品目
削除 1 品目
 - 第二部：新規 12 品目 改正 22 品目
削除 9 品目
- 生薬総則：改正 1 項目

係の試験法を PDG で国際調和したもの「アミノ酸分析法」、「キャピラリー電気泳動法」、「たん白質定量法」、「等電点電気泳動法」及び「ペプチドマップ法」の五つがあります。これらはほとんど完全調和に近いものとなっています。また「固体又は粉体の密度」は、先ほど説明した「粉体の粒子密度測定法」の解説的部分で、日本薬局方的には一般試験法よりもむしろ参考情報への収載が良いと思われたため、その部分を切り離して参考情報として収載したものです。

また、国際調和とは直接関係ありませんが、新しい手法として「遺伝子解析による微生物の迅速同定法」が第二追補の参考情報に収載されています。

7. 第十五改正日本薬局方について—概要— (Table 13)

7.1 通 則

第十五改正日本薬局方では、通則に五つの改正がありました。一つ目は通則 4 で、医薬品各条の構成を変更する規定です。二つ目は通則 5 で、適否の判定基準に性状の項を含めないということです。三つ目は通則 15 で、試験又は貯蔵に用いる温度は原則として数値で記載することを規定しています。四つ目は通則 38～40 で、容器の表記の整備です。五つ目は記載順序の整備です。

7.2 生薬総則

生薬総則については、生薬の医薬品各条への新規収載に伴って、生薬総則・試験法を適用する品目を追加したこと、及び先ほど述べた通則 4 の改訂をふまえながら、生薬に独自の適否の判定基準を生薬総則に盛り込むよう規定を改正したことが挙げられます。化学薬品の場合、性状は適否の判定基準としませんが、生薬では基原や、性状の項のにおいて、味及び鏡検時の数値は適否の判定基準とするということ

Table 9 第十四改正第二追補 一般試験法について

<生物試験法>			
■ 改正			
7. 「エンドトキシン試験法」 (国際調和上誤解を招かないよう) → 「ゲル化法の(2) 限度試験法」について表記改正			
47. 「発熱性物質試験法」 (生物製剤基準及び EP との整合性) → 試験動物、装置及び器具、操作法、判定法の改正			
59. 「無菌試験法」 (PDG 国際調和) → 全面的な改正: 培地性能試験用菌株、ロット当たりの抜き取り個数、各培地当たりの最少試料採取量 など (なお 11 項目の不整合: 部分調和)			
<理化学試験法>			
■ 改正			
8. 「核磁気共鳴スペクトル測定法」 → 核種の拡大、装置、装置及び測定条件の記載、確認方法、 ¹ H NMR 及び ¹³ C NMR の各種測定法の改正			
16. 「強熱残分試験法」 (PDG 国際調和) → るつぼの材質、デシケータの乾燥剤、残分の量での規定から残分の百分率での規定に、強熱の操作をどこまで続けるか (恒量に達するか各条に規定された残分の百分率の限度値に適合するまで) などの改正 (日局十五では「30 分間の強熱操作を繰り返し、前後の秤量差が 0.5mg 以下になるか、各条に規定された残分の百分率の限度値以下になるまで」となった)			
<物性試験法>			
■ 新規			
74. 「粉体の粒子密度測定法」 (EP, USP にあり) → 粉末状医薬品等の粒子密度を、気体置換型ピクノメータを用いて測定する方法			
■ 改正			
53. 「比表面積測定法」 → 試験法の説明、定数等の整備			

Table 10 第十四改正医薬品各条一品目数

	日局十四	日局十四 +第一追補	日局十四 +第一追補 +第二追補
第一部	859	881	907
第二部	469	481	484
総収載 品目数	1328	1362	1391

であります。

7.3 製剤総則

製剤総則では六つの大きな改正がありました。一つ目は添加物の使用目的や使用規制についてより明確に規定すること、二つ目は経口製剤について即放性製剤と放出調節製剤を規定したこと、三つ目はエキス剤、カプセル剤等の規定を改正したこと、四つ目は新たな剤形として経皮吸収型製剤を追加したこと、五つ目は錠剤について、糖衣錠、フィルムコートイング錠、徐放錠、腸溶錠を規定し、ジャンルごとに記載を整備したこと、六つ目は注射剤の不溶性微粒子試験法の判定基準を製剤総則から削除し、一

Table 11 第十四改正第二追補医薬品各条
—PDG国際調和に伴う改正—

医薬品添加物

- ・カルメロースカルシウム (2003年 7月 sign off)
- ・コムギデンプン (2001年 10月 sign off)
- ・酢酸フタル酸セルロース (2001年 10月 sign off)
- ・トウモロコシデンプン (2001年 10月 sign off)
- ・バレイショデンプン (2001年 10月 sign off)
- ・ベンジルアルコール (2000年 7月 sign off)

般試験法の注射剤の不溶性微粒子試験法に合わせて記載したことです。

7.4 一般試験法

一般試験法では従来からの質量偏差試験法と含量均一試験法が統合され製剤均一試験法として新たに収載されました。これは、PDG 国際調和とも関連する改正です。

改正されたのは 14 項目で、このうち強熱残分試験法、比表面積測定法、粒度試験法、注射剤の不溶性微粒子試験法、崩壊試験法、溶出試験法については PDG 国際調和に伴う改正です。また、吸光度比

Table 12 第十四改正第二追補 参考情報の新規収載

20. アミノ酸分析法 (PDG 国際調和)
－たん白質、ペプチド、その他の医薬品のアミノ酸組成やアミノ酸含量の測定法
22. キャピラリー電気泳動法 (PDG 国際調和)
－毛細管内で電荷を持った試料イオンが電場の影響下で移動することを利用して分離を達成する方法
24. たん白質定量法 (PDG 国際調和)
－医薬品に含まれるたん白質の定量法：7種類を例示
25. 等電点電気泳動法 (PDG 国際調和)
－たん白質の等電点の違いを利用して分離する電気泳動法
26. ペプチドマップ法 (PDG 国際調和)
－たん白質性医薬品、特に高純度のバイオテクノロジー応用医薬品の確認試験の一方法で、たん白質を化学的又は酵素的に処理して、ペプチド断片とし、その断片を再現性よく分離分析する方法
23. 固体又は粉体の密度 (PDG 国際調和作業中)
－集合体としての固体又は粉体の密度を、結晶密度、粒子密度及びかさ密度の3つのレベルで説明（「粉体の粒子密度測定法」の解説的部分を分離）
21. 遺伝子解析による微生物の迅速同定法
－医薬品の製造工程管理試験や出荷判定試験において検出される微生物（細菌及び真菌）を、遺伝子解析法によって種又は属レベルで同定又は推定する手法

法等の4試験法が削除されました。

更に、一般試験法を例えれば物理的試験法、化学的試験法、生物学的試験法などのカテゴリーに分類し、各試験法に固定番号を付けたことが今回の特徴としてあげられます。

7.5 医薬品各条

7.5.1 収載品目数

医薬品各条の収載品目数は、新規102品目、改正275品目、削除8品目です。後述するように、日局十五では第一部、第二部の構成がなくなり医薬品各条の中で生薬等が別分類となりました。新規品目は化学薬品等が91品目、生薬等が11品目追加されました。この中で漢方処方エキスが新たに加わり、生薬等の11品目に反映されています。総収載品目は第二追補の1391品目から1483品目となりました。

医薬品各条の収載数を振り返ってみると、

Table 14に示すように日局七では1230近くの品目数で、日局十三でもまだ1200台後半の品目数でした。日局十四に至って1300を少し超え、そして今回の日局十五では、155品目追加の1483品目と飛躍的に収載数が増加しました。Table 2の5本の柱に謳われていた収載品目の充実という目標への努力の結果が反映されていると思います。

7.5.2 日本名の改正

医薬品各条の中のもう一つの特徴は名称に関することです。日本名については日本名改正方針としてINN等と整合性をとり、国際的な事項を考慮しながら435品目の日本名を改正しました。これにより、薬効の本質成分を一般名の最初に書き表すことなり、本質成分がより明確に表現され、英名の表記とも整合され、医薬品が塩であるかエステルであるかなどの区別が明瞭となりました。

7.5.3 局方の構成の変更

局方の構成については、平成14年の薬事法改正によって日本薬局方第一部、二部といった構成にかかる規定が削除され、新たに通則4に医薬品各条の構成について規定され、生薬総則を適用する生薬及びこれらを有効成分として含む製剤を生薬等とし、それ以外を化学薬品等とした二つのカテゴリーに分けて各条を収載することになりました。

日局十四から日局十五の間の局方の構成の変更をFig. 3に示します。通則や製剤総則、一般試験法など従来の第一部、第二部にそれぞれあった項目も一本化されました。また、参考紫外可視吸収スペクトルや参考赤外吸収スペクトルについても日局十四では第一部、第二部と分かれて記載されていましたが日局十五で一つとなりました。

7.5.4 固定番号の表示について

日局十五では医薬品各条の記載の中に一般試験法が出てくる場合、その一般試験法の固定番号を括弧書きで付して引用しやすくしました。例えば乾燥減量の固定番号は2.41なので、各条中の記載では乾燥減量<2.41>、強熱残分の場合は、強熱残分<2.44>となります。

7.5.5 その他

その他の項目として、標準品は医薬品各条の改正に伴い、必要なものは新規に追加し、不要なものは削除しました。また日本名の改正に伴い、標準品の名称も変更しました。

Table 13 第十五改正日本薬局方について—概要—

1. 通則

- (1) 医薬品各条の構成について規定する（通則 4）
- (2) 適否の判定基準に性状の項を含めない（通則 5）
- (3) 試験又は貯蔵に用いる温度は原則として数値で記載することを規定する（通則 15）
- (4) 密閉容器、気密容器、密封容器の表記を整備する（通則 38-40）
- (5) 記載順序の整備

2. 生薬総則

- (1) 生薬の医薬品各条新規収載に伴い、生薬総則・試験法を適用する品目を追加
新規収載品目の追加（オウセイ、シゴカ、トウガシ、ヘンズ、レンニク）
- (2) 通則 4 の改訂に伴い、生薬の適否の判定基準に関する規定を改正（生薬総則 5）
 - i) 生薬の基原は適否の判定基準とする
 - ii) 生薬の性状の項のうち、色、におい及び溶解性については、においを適否の判定基準にすることを除き通則の規定を準用する。
また、味及び鏡検時の数値は、適否の判定基準とする

3. 製剤総則

- (1) 添加剤の使用目的や使用規制についてより明確に規定
- (2) 経口製剤について、即放性製剤と放出調節製剤を規定
- (3) エキス剤、カプセル剤等の規定を改正
- (4) 新たな剤形として経皮吸収型製剤を追加
- (5) 錠剤について、糖衣錠、フィルムコーティング錠、徐放錠、腸溶錠を規定
- (6) 注射剤の不溶性微粒子試験法の判定基準を製剤総則から削除し、一般試験法の注射剤の不溶性微粒子試験法に合わせて記載する。

4. 一般試験法

- (1) 質量偏差試験法と含量均一性試験法を統合し、製剤均一試験法として新規収載
- (2) 改正：①アンモニウム試験法、②ヒ素試験法、③強熱残分試験法＊、④沸点測定法及び蒸留試験法、
⑤融点測定法、⑥比表面積測定法＊、⑦粒度測定法＊、⑧抗生物質の微生物学的力価試験法、⑨生薬試験法、
⑩生薬の微生物限度試験法、⑪注射剤の不溶性微粒子試験法＊、⑫崩壊試験法＊、⑬溶出試験法＊、
⑭プラスチック製医薬品容器試験法（＊つきは PDG 国際調和に伴う改正）
- (3) 削除：①エタノール中の揮発性混在物試験法、②吸光度比法、③メトキシル基定量法、④ろ紙クロマトグラフ法
- (4) 一般試験法をカテゴリー分類し、各試験法に固定番号を付与する。

5. 医薬品各条

- (1) 新規 102 品目、改正 275 品目、削除 8 品目

化学薬品等	生薬等
新規 91 品目	11 品目（漢方処方エキス 6 品目）
計 1240 品目	243 品目

第十四改正第二追補まで

第一部 907 品目 第二部 484 品目

総収載品目数 1391 品目 → 1483 品目

- (2) 日本名の改正について

日本名改正方針に従い、435 品目の日本名を改正する。これにより、

- ①薬効の本質成分が一般名の最初に書き表されることとなり、本質成分がより明確に表現される。
- ②また、英名の表記とも整合する。
- ③更に、医薬品が塩であるかエステルであるかの区別が明瞭になる。
- ④日局十四での正名は日局十五の日本名別名とする。

- (3) 日本名別名の削除について

- (4) 局方の構成の変更

平成 14 年の薬事法改正により、日局の構成にかかる規定が削除。通則 4 に医薬品各条の構成について規定。

化学薬品等・・・生薬等以外

生薬等・・・生薬総則を適用する生薬及びこれらを有効成分として含む製剤

(5) 一般試験法の固定番号の表示について

医薬品各条等においてカテゴリー分けした一般試験法等が適用される場合に、一般試験法等の固定番号を〈 〉を付して試験法等の後に引用する

(例) 乾燥減量 <2.41> 0.3%以下 (1g, 105°C, 3時間)

強熱残分 <2.44> 0.1%以下 (1g)

(6) その他

- ① 医薬品各条の改正に伴い、日局標準品の新規追加（24品目）及び削除（10品目）を行う。また、日本名の改正に伴い、日局標準品の名称も変更する
- ② 通則44の規定に基づき、欧州薬局方及び米国薬局方との調和合意に基づき規定した一般試験法及び医薬品各条には、それぞれ冒頭に国際調和に基づき規定したものである旨を記載するとともに、調和事項と異なる部分を明記する
- ③ 参考情報は、日本薬局方と一緒にとして運用することにより、日本薬局方の質的向上や利用者の利便性向上に資することを目的として医薬食品局長通知として発出されているものである。日局十五施行に伴い、5項目を新規追加、1項目を改正する。
- ④ 原子量表を2004年度原子量表に改める。

PDG国際調和関係では、通則44の規定に基づき、EP、USPとの調和合意に基づいて規定した一般試験法及び医薬品各条にはそれぞれ冒頭に国際調和に基づき規定したものである旨を記載し、調和事項と異なる部分については、異なる箇所を明記することとなりました。

7.6 参考情報の改正について (Table 15)

5項目が新規ということですが、そのうちPDGにおける調和事項を記載した「第十五改正日本薬局方における国際調和」の項は、状況が変わる度に自動的に新規となるものです。それ以外には、製薬用

水の品質管理、中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法、粉体の流動性、及びレーザー回折法による粉体流動測定が日局十五で新規に収載されました。更に錠剤の摩擦度試験法が改正され、日局十五では30項目が参考情報として収載されています。

8. 薬局方の国際調和について

8.1 目的 (Table 16)

国際調和の目的の一つは、地域ごとに異なる局方試験法や規格・基準による試験等の重複実施を回避すること、二つ目は各薬局方にはそれぞれ長所があ

Table 14 History of JP Edition (Number of Monographs on Drugs)

Edition	Date of Issue	Monographs
JP1	1886年6月25日	468
JP2	1891年5月20日	445
JP3	1906年7月2日	703
—	—	—
JP6	1951年3月1日	634
JP7	1961年4月1日	1227
—	—	—
JP13	1996年3月13日	1292
JP13 Supplement 1	1998年12月26日	1295
JP13 Supplement 2	2000年12月21日	1307
JP14	2001年3月30日	1328
JP14 Supplement 1	2002年12月27日	1362
JP14 Supplement 2	2004年12月28日	1391
JP15	2006年4月	1483

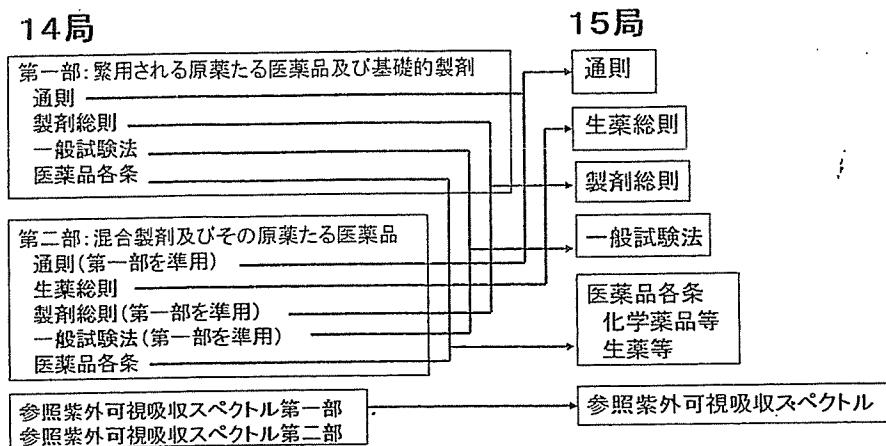


Fig. 3 日本薬局方の構成変更について

Table 15 第十五改正日本薬局方 参考情報の改正について

新規：

- (1) 製薬用水の品質管理
- (2) 第十五改正日本薬局方における国際調和
- (3) 中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法
- (4) 粉体の流動性 (国際調和)
- (5) レーザー回折法による粉体粒度測定

改正：

錠剤の摩損度試験法 計 30 項目となる

Table 16 薬局方国際調和の目的

- 地域ごとに異なる局方試験法や規格・基準による試験等の重複実施の回避
- 各薬局方の英知を結集することによる、より高いレベルの局方作成と医薬品の品質確保
- 必要としている患者さんへのより優良な医薬品等のより早い提供
→ 世界の保健衛生への貢献

りますので、こうした英知を結集することによってより高いレベルの局方作成と医薬品の品質確保を図ること、三つ目は必要としている患者さんへのより優良な医薬品等のより早い提供をすることで、究極的には世界の保健衛生へ貢献することであると思います。

8.2 PDG における国際調和 (Table 17)

国際調和の活動の中で、最も大規模でよく知られているのが Pharmacopoeial Discussion Group (PDG) による調和活動です。PDG は日本薬局方 (JP), 欧州薬局方 (EP) 及び米国薬局方 (USP) により 1989 年に発足しました。通常会合は 1 年に

2 回 ICH と同時期に開催し、また 2001 年からは WHO がオブザーバーとして参加しています。現在までに 32 の添加物モノグラフと 21 の試験法の調和を終了しています。また、1997 年からは、化学薬品の規格及び試験法の設定についてのガイドラインである ICH Q6A で取り上げられた 11 の試験法について、3 薬局方間で調和を図って 3 極で相互に活用できるようにして欲しいという要請があり、それを受けた重点的に調和作業に取り組んでいます。

8.2.1 目的

PDG の目的は、添加物モノグラフと医薬品各条に汎用される一般試験法に焦点を絞って調和を行うことです。その理由は、添加物や一般試験法は、医薬品各条に対していろいろな局面で適用されるものであり、共通項が非常に多いからであります。それらを中心として調和を図ることにより、今まで異なる方法で、異なる適否判定基準を用いて試験を行ってきた企業の負担を軽減し、更に適正な科学水準を維持することを通して保健衛生の確保を図ることが目的です。

8.2.2 PDG 国際調和の定義

PDG における国際調和の定義は、調和された方法によって原薬、製剤、添加物等を試験するとき、同じ結果をもたらし、適否に関して同じとなるとき、その一般試験法、あるいは医薬品各条等は調和したものとみなされます。

国際調和と一口にいっていますが、調和には二つのかたちがあります。一つは完全調和で、医薬品各条すべての項目が完全に調和された場合、若しくは一般試験法を用いた時にいずれの局方を用いても

Table 17 PDG (Pharmacopoeial Discussion Group) における国際調和

- 日本薬局方(JP), 欧州薬局方(EP)及び米国薬局方(USP)により, 1989年に発足.
- 通常, 1年に2回, ICH EWGと同時期に開催.
- 2001年5月からWHOがオブザーバーとして参加.
- 現在まで, 32の添加物モノグラフと21の試験法について調和を終了.
- 1997年からは, ICH Q6A(新医薬品の規格及び試験方法の設定について)で取り上げられた11の試験法について, 重点的に調和作業に取り組んでいるところ.
- 国際調和方針

◇ 目的

- PDGは, 添加物モノグラフと各条に汎用される一般試験法(例:理化学試験法, 製剤試験法, 物性試験法, 微生物関連試験法, 生物薬品関連試験法)の調和を行う
- これにより, 異なる方法で, 異なる適否判定基準を用いて試験するという企業の負担が軽減される
- 適正な科学水準を維持することを通して保健衛生の確保を図る

◇ PDG国際調和の定義

- 調和された方法により, 原薬, 製剤, 添加物等を試験するとき, 同じ結果をもたらし, 適否に関して同じとなるとき, 局方一般試験法(参考情報)や局方各条等は調和したものとされる.

◇ 国際調和の2つかたち

- 完全に調和された各条又は一般試験法を用いるとき, いずれの局方を用いても, 適否判定に関して同じ結果になる. これは局方の相互受入を可能にするもととなる. 各薬局方はそのような各条や一般試験法を適切な方法で明示する.
- 完全な調和が困難なときは, PDGは「部分調和」(harmonization by attribute)をはかることにより調和の努力をする

適否判定に関して同じ結果になる場合です. これは当然のことですが, 局方の各国での相互受け入れを可能にするもととなることが期待されます. 各薬局方では医薬品各条や一般試験法が完全調和したものであることを適切な方法で明示することとしています. 日局の場合は日局十五の通則44にその旨が記載されています.

もう一つは, 完全な調和が難しい場合, 少なくとも調和できるところは調和を図るという部分調和(harmonization by attribute)という意味での調和です. できるだけ共通部分を増やすことで, 試験等の重複を軽減することとなります.

8.2.3 PDGの作業手順

PDGの活動には, Table 18に示すようにStage 1からStage 7までの作業段階があります.

Stage 1では薬局方調和項目の選定及び担当薬局方の決定を行います. Stage 2では決定された項目について調査, 研究を行い, ドラフトを作成します. Stage 3では専門家委員会がレビューをして意見を集約し, 最終的な調和文書に近づけ, 次のStage 4のパブリックコメントのためのドラフトを作成します. そしてStage 4は各薬局方でパブリックコメントを収集し, それらを盛り込んで調和文書(案)を

作成する段階です. Stage 5は5Aと5Bに分かれ, Stage 5Aでは各局方からのさらなるコメント等を含めて専門家の間で更に調和に対するすり合わせ作業を行います. このStage 5Aで完全調和か部分調和かの選択を決定するまでの調和に関する詰めの作業を繰り返し行い, 結論を得た段階で調和文書に署名をするのがStage 5Bです. Stage 6も6Aと6Bに分かれます. Stage 5Bで調和されたものを各地域で採択する段階がStage 6Aで, 実際に施行する段階がStage 6Bです. Stage 7は, 日・米・欧3極の全ての薬局方で調和テキストが施行され, 各規制当局へ受け入れをアピールする段階です. これは薬局方と規制当局が必ずしも一体ではないため, 薬局方を国際調和しても規制当局によって受け入れなければ必ずしも最終目的を達したことにはならないからです.

9. 各国・地域の規制当局と薬局方との関係 (Table 19)

JPの場合は, 規制当局と薬局方が一体ですので何ら問題はありません. EPの場合は, 欧州評議会(46カ国)の中で局方の作成を行っています. 規制当局は欧州委員会(EC/EU)あるいはEMEAで

Table 18 PDGの作業手順

- Stage 1: Identification
 - 薬局方調和項目の選定、担当薬局方 (CP) の決定
- Stage 2: Investigation
 - 3 薬局方の比較検討、調査、研究
 - 提案理由の報告を付して、モノグラフ (案) 又は試験法 (案) を作成 (Proposal Draft ; Stage 3 draft)
- Stage 3: Proposal for Expert Committee Review
 - 各局方の専門家委員会によるレビューと意見の集約
 - CP は調和文書 (案) (Stage 4 draft)を作成
- Stage 4: Official Inquiry
 - Stage 4 Draft に対する公式の意見照会
 - 各局方のフォーラムに説明を付して掲載
 - JP の場合、邦訳を付して掲載
 - CP 以外の薬局方は、コメントをまとめて CP に返す (6~8 ヶ月以内)
 - CP はコメントを検討し、説明を付して調和文書 (案) を作成 (Stage 5A draft)
- Stage 5: Consensus
- Stage 5A: Provisional
 - Stage 5A draft を検討し 4 ヶ月以内にコメントを CP に戻す。3 局方は合意に至るよう最大限の努力を払う。合意に至らない場合、CP は改訂版(Stage 5A/2)を作成。他の局方は改訂版を検討し、2 ヶ月以内にコメントを CP に戻す。この過程は合意に至るか、CP が部分調和を選択するまで繰り返される (Stage 5A/n)。
- Stage 5B: Draft Sign-off
 - 最終調和文書案への署名
- Stage 6: Regional Adoption and Implementation
 - 各地域での採択及び施行
- Stage 6A: Adoption
 - 採択 採択されたテキストは、追補又は新規の版に掲載
 - 必要に応じ、Stage 5B (案) は若干修正(地域の規制の一般則に係わる事項を記載)のうえ、採択されることがある。また、署名後に修正される場合、当該局方は PDG に通報する。
- Stage 6B: Implementation
 - 施行
 - 法的要件事項、翻訳の必要性などに基づき、施行日が 3 局方間で異なる場合がある。
- Stage 7: Inter-Regional Implementation
 - 全地域での施行 (3 局方すべてで調和テキストが施行された場合、EP と USP はそのテキストの調和が Stage 7 に達した旨を示す。JP では、Stage 6B でそれを示す。これらの記述は、調和された各条や一般試験法の各規制当局による相互受入を促進することを意図している。)

Table 19 各国・地域の規制当局と薬局方との関係

	薬局方	審査・規制当局
日本	JP 1886年（明治19年）初版発行 薬事法第41条に基づく厚生労働大臣告示	厚生労働省 総合機構
欧洲	EP 1964年創設、仏ストラスブール 欧州評議会（46カ国）内の医薬品品質部門 (EDQM)	欧州委員会 EMEA
米国	USP 1820年創立、米メリーランド州 NPO、FDAから独立した組織 FDC Actの中で基準として位置づけられている。	FDA

すので、欧州評議会との間でギャップを生じることがあります。米国の場合、薬局方を作成しているUSPはFDAとは全く別の独立した団体ですので、規制当局のFDAはUSPの意向を尊重するけれども、USPの決定がストレートにFDAの意見とはなりません。

10. ICH Q4B

PDGにおける3局方の国際調和の成果を最大限に活用したいという業界団体からの要望を受け、局方の国際調和を図りながら実際に規制上に反映していくために、2003年11月にICHで新たにQ4（現在はQ4B）というEWGを設置し、各薬局方を各極の規制当局が相互に受け入れるための方策として、Table 20に示すような活動を開始しています。

10.1 Q4Bの活動目標

ICH Q4Bは、PDGによりハーモナイズされたテキスト及び適切と評価された局方の試験方法・適否の判定基準(APAC)の各極規制当局による受け入れを促すことがその第一義的な活動目標です。事務的には、各地域ごとのAPACの規制上の受け入れ合意事項に関する明確な提示や申請等に使用できる開始日付の提示を行います。その活動のベースは科学的根拠に基づく相互受け入れの可能性を評価することです。

10.2 Q4Bの評価対象範囲

Q4Bの評価の対象範囲は、PDGにおいて調和され、3薬局方間で合意署名された試験法が主体ですが、2薬局方間で調和されたもの、又は1薬局方が

Table 20 薬局方に関連する新しいICH活動
(Q4B)

PDGにおける3局方の国際調和の結果を最大限に活用したいとの業界団体からの要望を受け、2003年11月、ICHは新規にQ4 EWGの設置を承認。

- テーマ：各薬局方を各極規制当局が相互に受け入れるための方策
 1. Q4Bの評価プロセス(PDGとのやり取りを含む)についてのICHガイドラインの作成
 2. Q4BとPDGの責任と役割を定めた文書の作成
 3. 最優先事項として、ICH Q6A(新医薬品の規格及び試験方法の設定について)関連の11試験法の評価

ら提案された試験法についても評価の対象としています。

10.3 PDGとの関係

ICH Q4BはPDGから提供を受けた資料を評価します。そして各規制当局の受け入れの観点から問題があった場合、recommendationをPDGへ伝達します。そしてそれを受けてPDGで引き続き検討を行い、PDGは検討結果をQ4Bへ報告します。Q4BではPDGレベルでの到達点について再度評価を行い受け入れの可否を判断します。受け入れ可能と判断された場合は局方が公的なものとなった段階、つまり局方に収載された段階で各規制当局の受け入れの実施を開始します。一方、Q4BからのrecommendationについてPDGがそれ以上検討しない場合や、検討結果が規制当局間で受け入れるに至らないと判断された場合は、両者ともそれ以上活動しないこととなっています。

PDGとICH Q4Bの関係をFig. 4に示します。PDGのStage 5Bで署名した調和文書がQ4Bの評価の最初の材料となります(Step 1)。規制当局の受け入れの観点からもし問題があった場合はrecommendationとしてPDGに戻し、PDGで再度検討して再度Q4Bに返すというやり取りを行います。そしてQ4Bで受け入れ可能となった場合はICHのStep 2として署名し、パブリックコメント募集(Regulatory consultation)を行い、Step 4を経て各規制当局はICH合意事項の施行をそれぞれの行政手続きに沿って進めます。各局方には連動してICH合意事項を採択、告示/収載することが期待されます。各局方のICH合意事項施行と規制当局による施行がタイミング良く連携できれば、速やかに全地域で3薬局方の規制当局による受け入れが完了することになります。

11. 一般試験法のPDG国際調和と日局反映 及びQ4B評価状況

11.1 ICH Q6AでPriorityとして取り上げ られた11の試験法(Table 21)

ICH Q6Aで優先的に薬局方調和を促進すべしと挙げられた11の試験法のうち10試験法についてはPDGレベルでの国際調和が一応完了しています。更に注射剤の採取容量試験と強熱残分試験については、Q4Bでの評価が基本的に終了していますので3

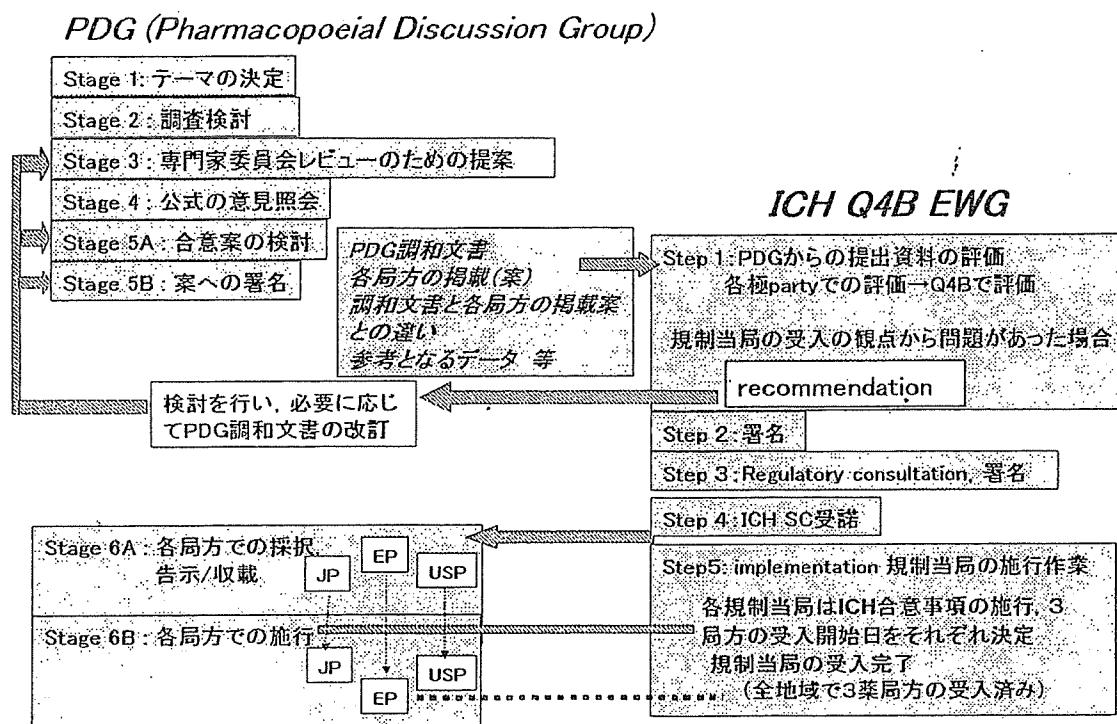


Fig. 4 PDG と ICH Q4B の関係

Table 21 ICH Q6AでPriorityとして取り上げられた11の試験法

- ・溶出試験 [Q4B 次回以降検討]
- ・崩壊試験
- ・含量均一性試験
- ・質量偏差試験
- ・注射剤の採取容量試験 [Q4B 基本的検討終了]
- ・注射剤の不溶性微粒子試験 [Q4B 検討中]
- ・無菌試験 [Q4B 検討中]
- ・微生物限度試験
- ・エンドトキシン試験
- ・強熱残分試験 [Q4B 基本的検討終了]
- ・色に関する試験 [PDG レベルで未調和]

色以外の10試験法については、PDGのStage 5B

極規制当局に相互に受け入れられる日も近いと思います。一方、Q4Bで検討に入った注射剤の不溶性微粒子試験と無菌試験については、Q4BとPDGで最終的な合意に至るにはもう少し検討が必要と思われます。溶出試験については次回以降のQ4Bで検討します。なお、色に関する試験についてはPDGでもまだ調和ができていません。

11.2 Q6A 関連試験法の PDG 国際調和と日局反映状況

Q6A 関連の11の試験法の PDG 国際調和の日局

への反映状況を Table 22 に示します。*で示したものが日局十五で PDG 国際調和案が日局に取り込まれたものです。微生物限度試験法については 2005 年 11 月に調和していますが、まだ日が浅いため、日局十五に反映するに至りませんでした。他の試験法については色に関する試験以外は既に取り込まれています。

11.3 Q6A 関連試験法の日局十五への取り込み内容について (Table 23)

日局十五に収載される試験法を具体的に取り上げますと、強熱残分試験法の内容は最終的に 3 局方間で完全に合意されたものであり、Q4B も基本的に受け入れを進めている段階です。

製剤均一性試験法は PDG の合意事項を受けて日局十五に取り込まれています。

注射剤の不溶性微粒子試験法については、ほぼ全面的に従来の方法を改定して日局十五に取り込まれましたが、100 mL 製剤の判定基準及び測定装置のカリブレーションの方法については日局として受け入れられない部分があったため、非調和部分を残した状態で日局十五に収載されています。

崩壊試験法は国際調和文に合わせて全面的改正を行いました。しかし、日局独自の規定も多く存在し